

平成 27 年度 事業計画書

公益財団法人 日本ソフトボール協会

公益財団法人日本ソフトボール協会はわが国におけるソフトボール界を統轄し、代表する団体として、定款に掲げる目的を達成するため、以下の諸事業を計画実施する。

公益目的事業

＜ソフトボールの普及奨励及び競技力向上＞

1) ソフトボール・フォーラム普及事業

全国 9 地区 9 会場で小学生・中学生・高校生・一般社会人を対象に日本代表監督経験者並びにオリピアンを講師としてソフトボール教室と講演会を実施する。

2) 学校体育普及事業

文部科学省・学習指導要領の改訂に伴い、平成 24 年度から球技・ベースボール型＝ソフトボールが中学校 1・2 年生の必須種目となったことを受け、指導者用ガイドブックの配布、指導者用 DVD の制作・配布、用具提供、全国体育研究大会への派遣、さらに全国の指導者を集めた研修会などを通じて、普及を図っていく。

3) 国際交流事業

アジア近隣諸国とのスポーツ交流の促進と相互理解を深めることを目的に平成 27 年度で第 15 回目となる高校女子を対象とした「日韓ジュニアスポーツ交流事業」を行う。日本・韓国の両国の友好親善とソフトボールの普及・振興、競技力向上を図る。

また、NTS（全国ジュニア女子育成中央研修会）で選考した中学生女子を台湾に派遣し、両国の友好親善とソフトボールの普及・振興、競技力向上を図る。

さらに、JICA（国際交流機構）と連携を取りながらアジア地区、発展途上国への指導者の派遣等も含め、ソフトボール競技の普及活動を進める。

4) 広報事業

東京運動記者クラブ分科会との連携を保ちながら、各大会及びソフトボール競技の広報活動を行う。

また、協会ホームページの内容改善・充実を図り、大会等のインターネットを使った動画配信も行う。

5) 強化事業

我が国におけるソフトボール競技の更なる競技力向上と競技者育成プログラムの推進を図り、国際舞台で活躍できる選手の育成、強化を積極的に推進するため別紙事業を実施する。

6) 技術研究事業

トップレベル選手の動作解析を行い、更なる競技力向上へ役立てるとともに指導者向けの指導マニュアル・ビデオ教材を作成する。

一貫指導体制の確立、競技力の向上を図るため、平成 27 年 11 月静岡県にて全国ジュニア女子育成中央研修会を実施する。

<ソフトボールに関する競技会の開催>

1) 平成 27 年度全日本大会並びに日本リーグの開催 (別紙参照)

2) 日本リーグ開催地代表者会議の開催

平成 28 年 2 月、平成 28 年度日本リーグを開催する支部の代表者に対し、運営についての説明を行う。

3) 2015 JAPAN CUP (岐阜県大垣市) の開催

4) 世界選手権大会の日本開催に向けての企画・検討を行う。

<ソフトボールに関する代表選手の選考ならびに派遣>

1) 男子 U19 日本代表選手選考会の実施

2) 第 14 回世界男子選手権大会派遣 (男子日本代表) (カナダ)

3) カナディアンオープン派遣 (女子日本代表) (カナダ)

4) US ワールドカップ大会派遣 (女子日本代表) (アメリカ)

5) 2015 JAPAN CUP (女子日本代表) (岐阜県)

6) 第 4 回東アジアカップ大会派遣 (U23 女子日本代表) (台湾)

7) 第 11 回世界女子ジュニア選手権大会派遣 (女子 U19 日本代表) (アメリカ)

<ソフトボールに関する競技規則の制定>

1) ルール委員会 (オフィシャル・ルール改訂委員会) を 4 回開催し、平成 28 年度のオフィシャル・ソフトボール・ルールの制定作業を行う。

<ソフトボール競技公認審判員、記録員及び指導者の認定ならびに養成>

1) 公認審判員認定会

平成 27 年度における認定は、全国 8 地区及び特別開催 2 支部の 10 会場で実施する。

2) 公式記録員認定会

平成 27 年度における認定は、全国 4 地区の 4 会場で実施する。

3) 準指導員養成講習会

平成 27 年度における認定は、全国 47 支部で実施する。

4) 公認指導員・上級指導員養成講習会

公認指導員・上級指導員の養成は、全国 47 支部で計画実施する。

5) 公認コーチ・上級コーチ養成講習会

公認コーチ養成講習会（期日・会場未定）を実施する。

6) 審判員中央研修会事業

平成 28 年 2 月、全国の各都道府県ソフトボール協会の中核となる審判委員長又はこれに準ずる審判員を対象に、ソフトボール競技のルールの研究と適用、審判技術の向上を図るとともに審判員相互の連帯感を深め、より良い審判体制の確立を図るために実施する。

7) 記録員中央研修会実施

平成 28 年 2 月、全国の各都道府県ソフトボール協会の中核となる記録委員長又はこれに準ずる記録員を対象に、ソフトボール競技のスコアブック作成上の注意事項の確認、事例研究ならびにコンピュータでのスコアブック作成とその活用の研修をし、さらには記録員相互の連帯感を深め、より良い記録体制の確立を図るために実施する。

8) 指導者中央研修会実施

平成 28 年 2 月、全国の各都道府県ソフトボール協会の中核となる指導者委員長ならびに公認スポーツ指導者を対象に、指導者の指導力の向上と指導者相互の連帯感を深め、組織的な指導体制づくりを積極的に推進するために実施する。

<ソフトボール用品・用具の検定>

1) 用具検定会の実施

平成 27 年度における用具検定会は、年間 2 回実施する。

<機関誌及び刊行物の発行>

1) 平成 27 年度の刊行物

- ・ オフィシャルソフトボールルールブック（2015 年度版）
- ・ オフィシャルソフトボールルールケースブック
- ・ 競技者必携（2015 年度版）
- ・ スコアリングマニュアル
- ・ 指導教本
- ・ ミニソフトボールガイドブック
- ・ ドーピング防止リーフレット
- ・ 熱中症予防リーフレット
- ・ 傷害予防リーフレット

- ・ 学校体育ソフトボールガイドブック
- ・ 日本女子リーグプログラム

<アンチ・ドーピングの普及>

- 1) ドーピング防止のためのリーフレットの作成・配布
- 2) ドーピング検査の実施 (44 検体)
- 3) ドーピング防止研修会の開催

<その他この法人の目的を達成するために必要な事業>

- 1) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

収益目的事業

<機関誌及び刊行物の発行>

- 1) 会報 (J S Aソフトボール機関誌) を年 11 回発行する。
- 2) 当法人が発行する刊行物に掲載する企業広告に対し広告料を徴収する。

<ソフトボール用品・用具の検定>

- 1) 用品・用具の検定
用具用品メーカーに対し、当法人が用具検定会において検定したオフィシャルボール、オフィシャルバット、オフィシャルヘルメット等の検定料を徴収する。
- 2) 商標提供
用具用品メーカーと覚書を取り交わし、当法人が保有するマーク等商標権の活用による自主財源の確保を図るためのマーケティング活動を推進する。

<その他この法人の目的を達成するために必要な事業>

- 1) コイン・バットリング・会員バッジを販売する。
- 2) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

その他法人会計事業

＜その他この法人の目的を達成するために必要な事業＞

- 1) 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会、国際ソフトボール連盟、アジアソフトボール連盟に対し、ソフトボール界を代表して加盟する。
- 2) 理事会等、当法人の運営に必要とされる諸会議を実施する。
- 3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。